

子ども手当について

福祉課 内線316

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、平成22年4月分から従来の児童手当に代わり、子ども手当の支給を開始します。

■「児童手当」と「子ども手当」の違い

	児童手当 (平成22年3月まで)	子ども手当 (平成22年4月以降)
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校修了まで	中学校修了まで
対象児童一人当たりの月額	5,000円 (3歳未満と3人目以降は1万円)	一律1万3,000円
支給月	6月・10月・2月の3回 (ただし、平成22年6月の支給では、2・3月分は「児童手当」、4・5月分は「子ども手当」となります。)	

■今後の申請手続き

<申請が必要な方>

- ①中学生の子どもを養育している方(ただし、新中学1年生を養育している方で、これまで児童手当を受給していた方は申請の必要はありません。)
 - ②所得制限のため児童手当を受給できなかった方
 - ③4月1日以降に出産された方
- ※①・②の方には福祉課から4月中旬に案内書類をお送りします。
※申請は役場窓口または郵送で受け付けます。

<申請が不要の方>

平成21年度において、児童手当を受給されていた方は、手続きの必要はありません。

■その他

- ①公務員の方は勤務先にお問い合わせください。
- ②転入転出など住所に変更のあった方は福祉課へお問い合わせください。

国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療制度の仮徴収について

住民課 内線325~327

介護保険料の支払方法が「特別徴収」(年金からの天引き)で、年金の支給額が一定額以上の方は、国民健康保険料(世帯主を含む加入者全員が65歳以上である世帯)や長寿(後期高齢者)医療制度の保険料の支払いについても、原則として年金からの天引きとなります。

この場合、4月、6月、8月の保険料の額は、2月の特別徴収額と同額で仮徴収されます。(決定通知書は7月にお送りします。)

また、4月の年金から新たに特別徴収が開始され

る方には、「仮徴収決定通知書」を4月上旬にお送りします。

■支払方法を変更したい方は

支払方法を口座振替に変更することができます。希望される方は住民課で手続きを行ってください。(場合により、金融機関窓口での口座振替依頼手続きが必要となります。)

なお、支払方法の変更(特別徴収の中止)には、手続き後、2か月以上の期間がかかります。

国民年金からのお知らせ

住民課 内線326

小田原年金事務所 ☎22-1391

■保険料は月額1万5,100円です。

国民年金保険料が改正され、平成22年4月から平成23年3月までの保険料は、月額1万5,100円となります。

毎月の保険料は、4月上旬に届く納付書をお使いになり、翌月の末日までにお支払いください。

お支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)またはコンビニエンスストアで行うことができます。また、ほとんどの金融機関で口座振替ができますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※次の方は、ご注意ください。

- 平成22年6月まで全額免除・若年者納付猶予を受けている方には、7月に納付書が日本年金機構から届きます。
- 平成22年6月まで一部免除を受けている方には、2回に分けて納付書が日本年金機構から届きます。

■お得な前納割引制度を利用しよう。

国民年金の保険料は、1年分または6か月分まとめて前納すると割引になります。(1年分は3,120円割引、6か月分は710円割引)

■学生納付特例制度の手続きはお済みですか？

学生の方で、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

毎年4月以降に申請が必要です。申請を希望される方は、住民課へお越しください。

【必要書類】有効期限が更新された学生証(写し)、印鑑、年金手帳